

## 津市監査委員告示第1号

平成26年12月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、平成27年1月15日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年1月15日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 伊 藤 康 雄

## 記

### 第1 請求の受理

#### 1 受理年月日

住民監査請求書は、平成26年12月4日付けで受理した。

#### 2 請求人の住所・氏名

津市 村 田 正 人

#### 3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面、平成26年12月15日付けで提出された補充書及び平成27年1月6日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

##### (1) 主張の要旨

市が平成25年度町自治会交付金を自治会長個人名義の口座への振込みによって支払った65自治会のうち、平成26年度においては、12自治会は自治会名義の口座への振込みに改善されているものの、51自治会については、自治会長個人名義の口座のままである。

また、芸濃総合支所及び美杉総合支所においては、自治会名義の口座への変更依頼を文書にて通知しておらず、改善が進んでいない。

このことから平成27年度においても、町自治会交付金が自治会長個人に交付される恐れがあり、津市監査委員告示第7号の監査結果における意見が実現されないまま、不明朗な当該交付金の振込みが行われる恐

れがある。

(2) 求める措置の内容

平成27年度の町自治会交付金について、当該交付金の交付決定権者、支出命令権者及び専決権者に対し自治会名義の口座への振込み以外については当該交付金の支出の差止めを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を市民部対話連携推進室とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、補充書、市民部対話連携推進室が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

町自治会交付金は、町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図ることを目的として、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）に基づく津市自治会交付金交付要綱（平成21年津市訓第12号）により予算の範囲内で定める額を自治会に交付するものである。

平成26年度の当該交付金については、小切手交付による支払いは2件、自治会長個人名義の口座振込による支払いは51件であった。

### 2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であるとは認められないものと判断した。

したがって、当該監査請求に係る財務会計行為については監査の対象とすることはできないものとした。

### 3 結論に至った理由

本件監査請求において、請求人は自治会名義の口座への振込みでない限り、平成27年度町自治会交付金の交付を差し止めるよう要求している。

ところで、住民監査請求においては、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」(昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決) とする一事不再理の原則が存在する。

今回の監査請求について検討すると、請求人は平成26年7月11日付けで、「自治会名義の口座振込ではない65自治会への町自治会交付金の交付の仕方が改善されないときは、次年度以降の町自治会交付金の交付をしないよう」求める監査請求を行っている。

当該内容は、当然に本件監査請求において請求人が主張する「平成27年度の町自治会交付金は、自治会名義の口座への振込でない限り、当該自治会に交付すべき町自治会交付金を支払ってはならない」という内容をも含むものと解される。

なお、請求人は、本件監査請求においては、専決権者に対しても支出の差止めを求めているが、平成26年7月11日付け監査請求内容についても、当該交付金の支出の差止めであることから、当該支出の決定権者に対するものと当然に理解でき、今回の請求と内容的に何らの差異がないものと考えられる。

当該平成26年7月11日付け監査請求の結果については、平成26年8月18日付け津市監第529号において請求人に通知し、同日付けで、津市監査委員告示第6号において告示を行っている。

したがって、今回の請求人の主張については、既に監査を実施したものと判断し、請求人は平成26年7月11日付けで行った監査請求の結果に不服があった場合は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき同条第2項第1号に定める出訴期間内に住民訴訟を提起すべきであったもので、一事不再理の原則にあてはめ、今回の請求人の主張について重ねて監査を実施する必要はないものと判断した。

以上